

(別紙様式4)

公共調達の適正化について(平成18年8月25日付財計第2017号)に基づく随意契約に係る情報の公表(物品役務等)

物品役務等の名称及び数量	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の称号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由(企画競争又は公募)	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	備考
令和5年度 岐阜国道管内整備効果広報検討作業	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 岐阜国道事務所長 松實 崇博 岐阜市西部本郷一丁目36番地の1	令和5年9月7日	株式会社岐阜新聞社 岐阜市今小町10	2200001001347	企画提案書の提出があった4者のうち企業及び予定担当者の業務実績、企画提案書における企画内容について、総合的に評価を行った結果、求める業務内容等に合致し、最も優れていることから特定したものである。	15,136,000	15,136,000	100.00%		
台風2号による大雨の応急対策支援業務	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 豊橋河川事務所長 伊藤 敏弘 豊橋市中野町字平西1番の6	令和5年9月20日	朝日土木興業(株) 愛知県豊橋市新吉町51	8180301005037	令和5年6月の台風2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨の応急対策作業について災害対策本部長より排水ポンプ車の出動命令があった。支援にあたり「災害又は事故における緊急的な応急対策支援に関する協定書」及び「災害時における緊急的な応急対策業務に関する協定書」に基づき社団法人愛知県建設業協会豊川・矢作川災害対策班へ出動要請を行ったところ、豊川・矢作川災害対策班で今回の支援体制をとることが可能な業者は上記業者のみであった。よって朝日土木興業 株式会社と随意契約を締結するものである。適用法令・会計法第29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3項	1,977,800	1,900,800	96.10%		
台風2号による大雨の応急対策支援業務その3	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 豊橋河川事務所長 伊藤 敏弘 豊橋市中野町字平西1番の6	令和5年9月20日	原松建設(株) 豊橋市磯辺下地町字葭山7		令和5年6月の台風2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨の応急対策作業について災害対策本部長より排水ポンプ車の出動命令があった。支援にあたり「災害又は事故における緊急的な応急対策支援に関する協定書」及び「災害時における緊急的な応急対策業務に関する協定書」に基づき社団法人愛知県建設業協会豊川・矢作川災害対策班へ出動要請を行ったところ、豊川・矢作川災害対策班で今回の支援体制をとることが可能な業者は上記業者のみであった。よって原松建設 株式会社と随意契約を締結するものである。適用法令・会計法第29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3項	1,034,000	1,034,000	100.00%		
台風2号による大雨の応急対策支援業務その5	分任支出負担行為担当官 中部地方整備局 豊橋河川事務所長 伊藤 敏弘 豊橋市中野町字平西1番の6	令和5年9月20日	藤城建設(株) 愛知県豊橋市花田町字中ノ坪11		令和5年6月の台風2号及びそれに伴う前線の活発化による大雨の応急対策作業について災害対策本部長より資機材運搬の出動命令があった。支援にあたり「災害又は事故における緊急的な応急対策支援に関する協定書」及び「災害時における緊急的な応急対策業務に関する協定書」に基づき社団法人愛知県建設業協会豊川・矢作川災害対策班へ出動要請を行ったところ、豊川・矢作川災害対策班で今回の支援体制をとることが可能な業者は上記業者のみであった。よって藤城建設 株式会社と随意契約を締結するものである。適用法令・会計法第29条の3第4項・予算決算及び会計令第102条の4第3項	2,838,000	2,838,000	100.00%		

(注1) 公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
(注2) 必要があるときは、各欄の配置を著しく変更することなく所要の変更を加えることその他所要の調整を加えることができる。